

## 南城市久高島ヤシガニ保護条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、ヤシガニが久高島特有の歴史文化の中で独自に保護されてきただけでなく、自然環境の重要な一部として島民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、市、事業者、市民及び来島者（以下「市民等」という。）が一体となって、その保護に努めることを目的とする。

### （保護対象）

第2条 この条例において保護すべき対象は、久高島に生息するヤシガニ（学名 *Birgus latro*）とする。

### （市の責務）

第3条 市は、ヤシガニの保護に必要な施策を策定し、これを実施するよう努めるものとする。

### （事業者の責務）

第4条 事業者は、久高島において事業活動を行うに当たって、ヤシガニの生息環境の悪化を防止するため、市が実施するヤシガニの保護に必要な施策に協力しなければならない。

### （市民等の責務）

第5条 市民等は、この条例の趣旨を理解し、ヤシガニの保護に努めるとともに、市が実施するヤシガニの保護に必要な施策に協力しなければならない。

### （捕獲等の禁止）

第6条 何人も、久高島において、ヤシガニを捕獲、採取又は殺傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。

### （適用除外）

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定を適用しない。

（1） 次条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合

（2） 非常災害その他必要な応急措置としての行為をする場合

2 前項第2号に掲げる行為をした者は、その日から起算して14日以内にその旨を市長へ届け出なければならない。

### （捕獲等の許可）

第8条 学術研究その他規則で定める目的でヤシガニの捕獲等をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に許可の申請をしなければならない。

3 市長は、前項の申請が適当と認めるときは、規則で定めるところにより、許

可証を交付するものとする。

4 ヤシガニの捕獲等をする者は、前項に規定する許可証を携帯しなければならない。

(許可の取消し)

第9条 市長は、前条第3項の許可を受けた者が、この条例及び規則に違反し、ヤシガニの保護に支障を及ぼすと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

(報告)

第10条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第8条第3項の許可を受けた者に対し、ヤシガニの取扱い状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条の規定に違反した者

(2) 第8条第4項の規定に違反した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。

## 附 則

この条例は、令和●年●月●日から施行する。